

山形県高等学校奨学金 (育英奨学金・特別貸与奨学金) 奨学生募集(在学採用)

この募集は、新たに奨学金の貸与を希望する
平成25年度高等学校等在学者
を対象としております。

* 中学3年生で、すでに予約奨学生として決定を受けている方は、再度申請する必要はありません。

平成 25 年 2 月

保護者 各位

山形県教育委員会

山形県教育委員会では、平成25年度に高等学校等に在学する生徒を対象に奨学生を募集します。

奨学金の貸与を希望する方は、下記を参照のうえ、高等学校等の担任の先生に相談してください。

記

1. 募集時期 平成 25 年 4 月 15 日 (月) ~ 平成 25 年 6 月 21 日 (金)

2. 貸与月額 (育英奨学金・特別貸与奨学金 共通)

自宅通学		自宅外通学	
公立等	私立	公立等	私立
18,000 円	30,000 円	23,000 円	35,000 円

3. 資格要件

育英奨学金、特別貸与奨学金の2種類があり、資格要件も異なります(裏面を参照してください)。

※ どちらかの奨学金からしか貸与は受けられません。

※ (独) 日本学生支援機構の奨学金、社会福祉協議会が行う教育支援費(入学準備のための就学支度費は含みません)、母子寡婦修学資金、高等学校定時制通信制課程修学資金、他都道府県の類似の奨学金の貸与を受けている方、または就学奨励費の給付を受けている方は、本奨学金の貸与は受けられません。

4. 採用者数

育英奨学金 310名程度 特別貸与奨学金 50名程度

※ 採用者数は現在の予定数です。

※ 選考により採用者を決定します。

5. 貸与の開始時期(共通)

在学採用の場合、平成25年10月(申請状況により前後する場合があります)をめどに貸与を開始します。その場合、4月分から10月分までを一括して振り込み、以後は毎月振り込みます。

進級後も、在学期間中は、申請により貸付を継続することができます。

6. 奨学金の返還について(共通)

(1) 返還期間は10~13年間です(3年間貸与を受けた場合、貸与総額により異なります)。

(2) 奨学金は無利子ですが、返還を滞ると違約金がかかります。

(3) 高校卒業後、進学等の理由により、返還の猶予が可能です。

(4) 返還金は後輩奨学生の重要な貸与資金となりますので、必ず返還していただきます。

●詳しい内容につきましては下記にお尋ねください。

〒 990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号 山形県教育庁高校教育課 経理・奨学金担当
電話 023-630-2052 FAX 023-630-2774

【育 英 奨 学 金】

～ 優れた生徒でありながら経済的理由により修学が困難な方に貸与する奨学金（学力基準あり）～
【対 象 者】 高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程（県で定めるものに限る）の在學生（ただし、別科生を除きます）。※高等専門学校生は対象外です。

【資格要件】 人物基準、学力基準、家計基準及び扶養者の住所地があります。

- (1) 人 物 学習活動その他生活全般における態度及び行動が良好であること。
- (2) 学 力 申請時までの高等学校学習成績（新高校1年生は中学校3年生時の学習成績）が中程度以上。
- (3) 家 計 家族人数及び構成、状況により算出されます（特別貸与奨学金とは算出方法が異なります）。
- (4) 住所地 高等学校等入学時に扶養者が山形県内に住所を有すること。

《家計の目安》この表はあくまでも目安です。世帯の人数、事情により増減します。

区分	所得額	算定方法
3人世帯	292万円以下	主たる生計維持者とその配偶者それぞれの収入金額（税込）について、次により所得金額を算出し、その金額を合算したものと、 ・給与所得世帯の場合 → 下表により算出した金額 ・給与所得以外の世帯の場合→収入金額から必要経費を差し引いた金額
4人世帯	322万円以下	
5人世帯	351万円以下	

《給与所得の計算方法》（給与所得世帯の場合）

収入金額（万円未満切捨て）	所得金額（万円未満切捨て）
～ 329万円	0
330万円～400万円	収入金額（万円未満切捨て）×0.8－263万円
401万円～878万円	収入金額（万円未満切捨て）×0.7－223万円
879万円～	収入金額（万円未満切捨て）－486万円

【緊急採用について】 ※ 採用は年間を通じて随時行います。

育英奨学金では、主たる生計維持者の失職、死亡、罹災により緊急に奨学金の貸与が必要な場合、家計の状況、住所地が上記資格要件に合致する場合に限り、学力基準にかかわらず緊急に貸与を行います。

※ ただし、事由が生じた日から12か月以内の申請となります。

【特 別 貸 与 奨 学 金】

～ 優れた生徒でありながら経済的理由により修学が困難な方に貸与する奨学金（学力基準なし）～
【対 象 者】 高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程（県で定めるものに限る）、高等専門学校等の在學生（ただし、別科生を除きます）。

【資格要件】 人物基準、家計基準及び扶養者の住所地があります。

- (1) 人 物 学習活動その他生活全般における態度及び行動が良好であること。
- (2) 家 計 家族人数及び構成、状況により算出されます（育英奨学金とは算出方法が異なります）。
- (3) 住所地 高等学校等入学時に扶養者が山形県内に住所を有すること。

《家計の目安》（給与・年金収入の場合：山形市居住の場合）

区分	収入額	算定方法
4人世帯	440万円以下	世帯全員（祖父母、両親、収入のある兄弟姉妹、同居の叔父叔母等）の収入（税込）すべての合算額
5人世帯	500万円以下	

※ 世帯構成、居住地により算定が異なります。表はあくまでも目安です。

※ 世帯員の中に、事業収入（自営業、農業等）のある方がいる場合は算定方法が異なります。

《山形県外の高等学校等に進学又は転学を予定されている方の場合》

扶養者が山形県内に住所を有している場合は、当奨学金の対象となります。山形県教育委員会に連絡のうえ、希望する奨学金の申請書類を取り寄せ、在学予定の学校へ提出してください。

扶養者が山形県外に住所を有している場合は、当奨学金の対象とはなりません。扶養者が住所を有する都道府県の教育委員会に問合せください（奨学金制度が本県とは異なる場合があります）。